省令

○農林水産省環境省令第二号

愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律（平成二十年法律第八十三号）第六条第一号、第九条第一項から第三項まで及び第五項並びに第十条の規定に基づき、愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年三月一日

農林水産大臣　齋藤　健
環境大臣　中川　雅治

愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律施行規則の一部を改正する省令

愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律施行規則（平成二十一年農林水産省環境省令第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
（不特定又は多数の者に対する販売以外の授与に準ずるもの） **第一条**　愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律（以下「法」という。）第六条第一号の農林水産省令・環境省令で定める授与は、特定の者に対する授与であって、次のいずれかの要件を満たすものとする。 一　当該授与に係る愛玩動物用飼料が販売の用に供されるものであること。 二　当該授与に係る愛玩動物用飼料が不特定又は多数の者に販売以外の方法により授与されるものであること。 （製造業者等の届出事項） **第四条**　法第九条第一項第四号の農林水産省令・環境省令で定める事項は、次に掲げるとおりとする。 一　製造又は輸入に係る愛玩動物用飼料が使用される愛玩動物の種類 二　当該愛玩動物用飼料の製造又は輸入の開始年月日 三　輸出用として製造又は輸入する愛玩動物用飼料については、その旨 （製造業者等の帳簿の記載事項等） **第五条**　法第十条第一項の農林水産省令・環境省令で定める事項は、次に掲げるとおりとする。 一　愛玩動物用飼料の製造年月日又は輸入年月日 二　製造業者にあっては、次に掲げる事項 イ　愛玩動物用飼料の製造に用いた原材料の名称及び数量 ロ　愛玩動物用飼料の製造に用いた原材料が譲り受けたものであるときは、譲受けの年月日及び相手方の氏名又は名称 三　輸入業者にあっては、次に掲げる事項 イ　愛玩動物用飼料の輸入先国名及び輸入の相手方の氏名又は名称 ロ　輸入した愛玩動物用飼料の荷姿 ハ　輸入した愛玩動物用飼料が製造された国名及び製造業者の氏名又は名称並びに原材料の名称 2　法第十条第二項の農林水産省令・環境省令で定める事項は、次に掲げるとおりとする。 一　愛玩動物用飼料の譲渡しの年月日 二　譲り渡した愛玩動物用飼料の荷姿 3　（略）	（不特定又は多数の者に対する販売以外の授与に準ずるもの） **第一条**　愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律（以下「法」という。）第六条第一号の農林水産省令・環境省令で定める授与は、特定の者に対する授与であって、次のいずれかの要件を満たすものとする。 一　当該授与に係る愛がん動物用飼料が販売の用に供されるものであること。 二　当該授与に係る愛がん動物用飼料が不特定又は多数の者に販売以外の方法により授与されるものであること。 （製造業者等の届出事項） **第四条**　法第九条第一項第四号の農林水産省令・環境省令で定める事項は、次に掲げるとおりとする。 一　製造又は輸入に係る愛がん動物用飼料が使用される愛がん動物の種類 二　当該愛がん動物用飼料の製造又は輸入の開始年月日 三　輸出用として製造又は輸入する愛がん動物用飼料については、その旨 （製造業者等の帳簿の記載事項等） **第五条**　法第十条第一項の農林水産省令・環境省令で定める事項は、次に掲げるとおりとする。 一　愛がん動物用飼料の製造年月日又は輸入年月日 二　製造業者にあっては、次に掲げる事項 イ　愛がん動物用飼料の製造に用いた原材料の名称及び数量 ロ　愛がん動物用飼料の製造に用いた原材料が譲り受けたものであるときは、譲受けの年月日及び相手方の氏名又は名称 三　輸入業者にあっては、次に掲げる事項 イ　愛がん動物用飼料の輸入先国名及び輸入の相手方の氏名又は名称 ロ　輸入した愛がん動物用飼料の荷姿 ハ　輸入した愛がん動物用飼料が製造された国名及び製造業者の氏名又は名称並びに原材料の名称 2　法第十条第二項の農林水産省令・環境省令で定める事項は、次に掲げるとおりとする。 一　愛がん動物用飼料の譲渡しの年月日 二　譲り渡した愛がん動物用飼料の荷姿 3　（略）